

高山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 平成 26 年度の給与改定

(1) 給料表

行政職給料表（1）、行政職給料表（2）及び医療職給料表ともに若年層職員を重点とした引上げ改定 平均 0.31%引上げ

(2) 諸手当

① 初任給調整手当

区 分	改 正 前	改 正 後
医療業務に従事する医師及び歯科医師	410,900 円	412,200 円
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職	50,000 円	50,300 円

② 通勤手当

交通用具使用距離区分	改 正 前	改 正 後
2km 以上～ 5km 未満	2,000 円	変更なし
5km 以上～ 10km 未満	4,100 円	4,200 円
10km 以上～15km 未満	6,500 円	7,100 円
15km 以上～20km 未満	8,900 円	10,000 円
20km 以上～25km 未満	11,300 円	12,900 円
25km 以上～30km 未満	13,700 円	15,800 円
30km 以上～35km 未満	16,100 円	18,700 円
35km 以上～40km 未満	18,500 円	21,600 円
40km 以上～45km 未満	20,900 円	24,400 円
45km 以上～50km 未満	21,800 円	26,200 円
50km 以上～55km 未満	22,700 円	28,000 円
55km 以上～60km 未満	23,600 円	29,800 円
60km 以上	24,500 円	31,600 円

③ 勤勉手当

勤勉手当の支給月数を0.15月分（再任用職員は0.05月分）引上げ
 なお、期末・勤勉手当の年間の支給月数の合計を3.95月から4.10月に引上げ
 （再任用職員は、2.10月から2.15月）

区 分		改正前	改正後
一 般 職 員	6 月 期	0.675 月	変更なし
	12 月 期	0.675 月	0.825 月
	計	1.350 月	1.500 月
管 理 職 員	6 月 期	0.875 月	変更なし
	12 月 期	0.875 月	1.025 月
	計	1.750 月	1.900 月
再任用職員	6 月 期	0.325 月	変更なし
	12 月 期	0.325 月	0.375 月
	計	0.650 月	0.700 月

(3) 実施時期

- ① 給料表、初任給調整手当及び通勤手当 平成26年4月1日から適用
- ② 勤勉手当 平成26年12月1日から適用

2. 平成27年度以後の給与改定

(1) 給 料 表

- ・民間給与水準の低い地域を基準とした引下げ改定（医療職給料表を除く）
平均2.06%引下げ
- ・給料表の引下げ改定に伴う激変緩和のため、3年間減額した差額分を給料として支給
- ・55歳超職員（行政職給料表（1）6級以上）の給料月額減額支給措置（△1.5%）
は、平成30年3月31日をもって廃止

(2) 諸 手 当

① 地域手当

区 分		改 正 前	改 正 後
職員派遣先の地域別による		18%を超えない範囲内	20%を超えない範囲内
(参考)	高山市	-	-
	岐阜市	3%	6%
	東京23区	18%	20%
医師又は歯科医師		15%	16%

② 単身赴任手当

区 分		改 正 前	改 正 後
基礎額		23,000 円	30,000 円 を超えない範囲内
距離区分に応じた加算額		45,000 円 を超えない範囲内	70,000 円 を超えない範囲内
(参考)	岐阜市	6,000 円	8,000 円
	東京 23 区	12,000 円	16,000 円
再任用職員		支給対象外	支給対象

③ 管理職員特別勤務手当

区 分	改 正 前	改 正 後
災害対処等による平日深夜（午前 0 時～午前 5 時）の勤務	—	1 回につき 4,000 円 を超えない範囲内の額

④ 勤勉手当（6 月期と 12 月期の支給月数配分の見直し）

区 分		改正前 (平成 26 年度)	改正後 (平成 27 年度以後)
一 般 職 員	6 月期	0.675 月	0.750 月
	12 月期	0.825 月	0.750 月
	計	1.500 月	変更なし
管 理 職 員	6 月期	0.875 月	0.950 月
	12 月期	1.025 月	0.950 月
	計	1.900 月	変更なし
再任用職員	6 月期	0.325 月	0.350 月
	12 月期	0.375 月	0.350 月
	計	0.700 月	変更なし

(3) 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日から施行